

## Ⅱ 事業主団体助成コース

労働者に教育訓練や職業能力評価を行う構成事業主を支援する事業主団体に助成するものであり、人材育成の取組の推進による、労働者の職業能力の開発・向上およびその主体的なキャリア形成の促進を目的としています。構成事業主が3事業主以上、かつ労働者合計30名以上に導入・実施された場合に、支援に要した費用の一部を支給する制度です。

### 対象となる措置

本助成金（コース）は、下記の「対象となる事業主団体」に該当する事業主団体（以下「申請事業主団体」という）が、次の1と2の措置を実施した場合に受給することができます。

1 事業主団体が次の（1）または（2）を作成すること。

（1）教育訓練制度

- ①業務の遂行に必要な職業能力を、職業能力体系図により定めるものであること。
- ②教育訓練の実施計画を教育訓練実施計画書により定めるものであること。
- ③教育訓練計画は一定の要件を満たす20時間以上のOff-JTであること。
- ④労働者が教育訓練の受講により習得した職業能力の評価を、ジョブ・カード様式3-3（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート）を活用して行うものであること。

（2）職業能力評価制度

- ①業務の遂行に必要な職業能力を、職業能力体系図により定めるものであること。
- ②職業能力体系図に定めた職業能力の評価項目を職業能力評価項目により定めるものであること。
- ③職業能力評価の実施計画を、職業能力評価実施計画書により定めるものであること。
- ④評価対象期間が3か月以上のものであること。
- ⑤労働者の職業能力評価を、ジョブ・カード様式3-3（職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート）を活用して行うものであること。

2 構成事業主のうち3事業主以上が次の（1）～（3）のすべてを満たすこと。

- （1）労働組合等の意見を聴いて事業内職業能力開発計画を作成しており、当該計画の内容をその雇用する労働者に対して周知していること。
- （2）職業能力開発推進者を選定していること。
- （3）上記1の制度を就業規則または労働協約に新たに定めた上で周知し、その制度を雇用する労働者合計30名以上に実施すること。

### 対象となる事業主

本助成金を受給する事業主団体は、次1と2を満たすことが必要です。

1 次の①～⑮のいずれかに該当する事業主団体

- |                 |               |            |
|-----------------|---------------|------------|
| ① 事業協同組合        | ② 事業協同小組合     | ③ 火災共済共同組合 |
| ④ 信用協同組合        | ⑤ 協同組合連合会     | ⑥ 企業組合     |
| ⑦ 協業組合          | ⑧ 商工組合        | ⑨ 商工組合連合会  |
| ⑩ 都道府県中小企業団体中央会 | ⑪ 全国中小企業団体中央会 | ⑫ 商店振興組合   |
| ⑬ 商店街振興組合連合会    | ⑭ 商工会議所       | ⑮ 商工会      |

- ⑯ 一般社団法人及び一般財団法人のうち、構成事業主の過半数が中小企業事業主である法人
- ⑰ 上記①～⑯以外の事業主団体であって、次のa～cのいずれにも該当する団体
  - a 団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を有する団体であること。
  - b 代表者が置かれているほか、事務局の組織が整備されていること。
  - c 構成事業主のうち中小企業事業主が過半数を占める団体であること。

(注) 上記のうち、①～⑯は中小企業団体の組織に関する法律、⑫～⑬は商店振興組合法、⑭は商工会議所法、⑮は商工会法、⑯は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に、それぞれ規定されているものです。

- 2 本パンフレットの「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット7～8ページ)のAの要件を満たしているとともにBの要件に該当していないこと。

## 助成額

- 1 本助成金(コース)は、制度導入支援(※1)に要した費用の2/3が支給されます。
- 2 1事業主団体が受給できる額は500万円を上限としています。

※1 構成事業主の要件である事業内職業能力開発計画および就業規則または労働協約の案を作成する費用も対象となります。

## 受給手続

本助成金(コース)を受給しようとする申請事業主団体は、次の1～2の順に手続きをしてください。

- 1 制度導入支援計画の認定申請  
導入する制度を作成し、必要な書類を添えて(※2)、計画開始1か月前までに管轄の労働局に認定申請を行ってください。
- 2 支給申請  
1によって認定を受けた後、計画に基づいて導入・適用をし、適用後2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて(※2)、管轄の労働局に支給申請を行ってください。

※2 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせ下さい。

## 利用にあたっての注意点

- 1 本助成金(コース)の受給に当たっては、本パンフレットの「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD～Fにご留意ください。
- 2 本助成金(コース)の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局へお問い合わせください。